

# 開かれた市政を目指して

## 人事行政の運営状況を公表します

本市では、市の人事行政の運営等の状況を市民の皆さんに公表することにより、その公正性・透明性を高めることを目的に、「鳴門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年4月1日に施行し、市職員の給与・定員管理の状況、任免や服務などの状況等について公表しています。

### 市職員の任免及び職員数に関する状況

#### 1. 市職員の任免の状況

##### (1) 職員の採用・退職の状況

・職員の採用試験の状況

(平成30年9月1日採用)

区 分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
(上級)一般行政事務職	59 人	51 人	4 人	12.8 倍
(上級)土木技術職	0 人	- 人	- 人	- 倍
(上級)建築技術職	0 人	- 人	- 人	- 倍

(平成31年4月1日採用)

区 分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
(上級)一般行政事務職	107 人	84 人	8 人	10.5 倍
一般行政事務職<チャレンジ枠>	28 人	11 人	1 人	11.0 倍
(上級)土木技術職	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
(上級)建築技術職	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
保健師	16 人	16 人	2 人	8.0 倍
保育士	17 人	14 人	2 人	7.0 倍
(初級)消防職	16 人	11 人	2 人	5.5 倍

・職員の選考審査の状況

(平成31年4月1日採用)

区 分	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
幼稚園教諭	21 人	17 人	4 人	4.3 倍

・退職の状況

(平成30年度)

定年退職	その他	合 計
14 人	13 人	27 人

#### 2. 市職員数の状況

##### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		30年	31年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7 人	7 人	0 人	事務の統廃合による増 業務の増加 業務の増加 業務の増加 業務の増加
	総務企画	108 人	109 人	1 人	
	税 務	20 人	21 人	1 人	
	民 生	67 人	70 人	3 人	
	衛 生	68 人	71 人	3 人	
	農林水産	12 人	13 人	1 人	
	商 工	13 人	13 人	0 人	
	土 木	35 人	35 人	0 人	
小 計	330 人	339 人	9 人		
部特 別 行 門 政	教 育	102 人	91 人	-11 人	欠員不補充 消防力強化のため増員
	消 防	74 人	75 人	1 人	
	小 計	176 人	166 人	-10 人	
会公 計営 部企 門業 等	水 道	19 人	18 人	-1 人	欠員不補充
	下 水 道	8 人	8 人	0 人	
	そ の 他	43 人	43 人	0 人	
	小 計	70 人	69 人	-1 人	
合 計	576 人	574 人	-2 人		

(注) 職員数は一般職に属する職員の数です。

## (2)年齢別職員構成の状況

(各年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計	
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上		
職員数	30年	2人	14人	49人	63人	79人	88人	45人	60人	65人	48人	56人	7人	576人
	31年	0人	22人	43人	55人	90人	82人	49人	59人	62人	49人	57人	6人	574人
構成比	30年	0.3%	2.4%	8.5%	10.9%	13.7%	15.3%	7.8%	10.4%	11.3%	8.3%	9.7%	1.2%	100.0%
	31年	0.0%	3.8%	7.5%	9.6%	15.7%	14.3%	8.5%	10.3%	10.8%	8.5%	9.9%	1.0%	100.0%

## (3)定員適正化の状況

(各年4月1日現在)

区 分	普通会計部門		公営企業等会計部門		計	
	職員数	増 減	職員数	増 減	職員数	増 減
平成30年	506人		70人		576人	
平成31年	505人	-1人	69人	-1人	574人	-2人

(注) 増減数は、普通会計と公営企業等との部門間の異動も含んでいます。

## (4)再任用職員に関する状況

## ・再任用職員の任用状況

再任用制度とは、長年培った能力・経験を効率的な行政運営に有効に活用するとともに、我が国が本格的な高齢社会を迎える中、公的年金の支給開始年齢の引上げが行われていることを踏まえ、雇用と年金との連携を図るための地方公務員法に基づく制度です。本市の再任用職員の給料月額は15万8,477円～32万4,400円、期末勤勉手当の年間支給月額は2.35月(平成30年度)となっています。

職名	主事	保育士	技師	調理員	幼稚園教諭	計
平成30年	7人	3人	5人	0人	6人	21人
平成31年	7人	2人	5人	2人	6人	22人

## 市職員の給与等に関する状況

職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて、市の条例によって定められています。なお、ここに記載している給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額です。

## 1. 市職員の給与に関する状況

## (1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件费率 (B/A)	29年度 人件费率
30年度	57,381人	245億8,070万円	7億3,053万円	42億9,370万円	17.5%	17.2%

## (2)職員給与費の状況(各年度普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
30年度	521人	18億5,527万円	4億5,551万円	7億4,598万円	30億5,676万円	586万円
31年度	517人	18億7,064万円	4億6,295万円	7億5,858万円	30億9,217万円	598万円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数及び給与費は当初予算に計上された数値です。

## (3)ラスパイルズ指数の状況

(各年4月1日現在)

平成29年	95.0
平成30年	95.9

(注) ラスパイルズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(各年4月1日現在)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	平成30年	40.15 歳	29万5,323円	38万7,600円
	平成31年	40.31 歳	29万7,712円	39万 973円
技能労務職	平成30年	53.53 歳	32万1,168円	38万2,621円
	平成31年	53.79 歳	32万5,631円	38万1,734円

※平均給料…職員の基本給の平均、平均給与…給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものの平均

(5) 一般行政職員の初任給の状況

(各年4月1日現在)

区 分	鳴門市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
大学卒	平成30年	18万 700円	19万2,400円	18万 700円	19万2,400円
	平成31年				
高校卒	平成30年	14万8,600円	15万7,000円	14万8,600円	15万7,000円
	平成31年				

(6) 一般行政職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(各年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	平成30年	24万3,719円	29万4,036円	33万9,750円
	平成31年	24万2,792円	29万 82円	34万8,033円
高校卒	平成30年	21万9,980円	25万6,100円	29万5,167円
	平成31年	20万6,100円	25万2,300円	29万 700円

(注) 対象年数に該当する職員がない場合は、近似年数の職員の平均としています

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	平成30年		平成31年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	48 人	17.1 %	50 人	17.7 %
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	40 人	14.2 %	29 人	10.2 %
3級	係長・主任の職務、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	69 人	24.6 %	76 人	26.9 %
4級	副課長・室長・所長・場長・館長・主査の職務、困難な業務を行う係長・主任の職務	52 人	18.5 %	55 人	19.4 %
5級	困難な業務を行う副課長・室長・所長・場長・館長・主査の職務	22 人	7.8 %	22 人	7.8 %
6級	課長・主幹の職務	38 人	13.5 %	38 人	13.4 %
7級	事業推進監・部長・理事・副部長・参事の職務	12 人	4.3 %	13 人	4.6 %
計		281 人	100.0 %	283 人	100.0 %

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 一般行政職員の昇給期間短縮の状況

30年度	職 員 数 (A)	281人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人
	比 率 (B)/(A)	0%

## 2. 市職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

鳴門市			国		
(30年度支給割合)			(30年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.90 月分	6月期	1.225 月分	0.90 月分
12月期	1.375 月分	0.95 月分	12月期	1.375 月分	0.95 月分
計	2.60 月分	1.85 月分	計	2.60 月分	1.85 月分

### (2) 退職手当

(平成31年4月1日現在)

鳴門市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	407 万円	1,748 万円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### (3) 特殊勤務手当

(平成30年度)

支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	12万104円
職員全体に占める手当支給職員の割合	全職種 34.0%
手当の種類(手当数)	15手当
支給額の多い手当	クリーンセンター従事職員の手当
多くの職員に支給されている手当	消防職員の手当、クリーンセンター従事職員

### (4) 時間外勤務手当

(平成30年度)

支給実績(30年度決算)	2億920万円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	48万918円

### (5) その他職員手当の状況

(平成30年4月1日現在)

扶養手当	扶養手当 配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算
住居手当	借家(家賃-23,000円)÷2+11,000円=支給額(最高27,000円)
通勤手当	交通機関 定期代金額(最高55,000円) 自動車等 2キロ以上60キロ未満 距離に応じ2,000円~29,800円 60キロ以上 31,600円

## 3. 特別職の報酬等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
市長	給	80万4,600円	(平成30年度支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.55月分
副市長	料	66万4,020円	
議長	報	47万7,000円	
副議長	酬	41万1,000円	
議員		38万9,000円	

(注) 市長・副市長の給料については市長10%、副市長7%の減額後の額です。

## 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況(標準的なもの)

(平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	60分	土・日曜日

### (2) 休暇等の取得状況(平成30年)

年次有給休暇平均取得状況	10.4日
介護休暇取得者数	1人
育児休業取得者数	19人

### (3) 主な休暇制度の概要

(平成30年4月1日現在)

休暇の種類	内容・取得条件等	取得可能期間
年次有給休暇	前年の繰越しとして20日の範囲内で繰越しすることができる	1年に20日
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として必要な検査、入院を行うとき	必要期間
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行うとき	1年に5日以内
結婚休暇	職員が結婚したとき	5日以内
産前休暇	一定期間以内に出産する予定である職員が申し出たとき	分べんの予定日前8週間
産後休暇	職員が出産したとき	出産日の翌日から8週間
配偶者出産休暇	職員の配偶者が出産したとき	出産当日から3週間の期間内に2日以内
家族看護休暇	職員の家族を看護する必要があるとき	1年(1月1日～12月31日)のうち5日以内
介護休暇(無給)	職員の親族が負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり介護しなくてはならなくなったとき	連続する6ヶ月の期間内

## 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

職員がその責務を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、退職、降任、降給があります。

(平成30年度)

処分内容	処分者数	処分事由
免職	0人	
降任	1人	職に必要な適格性を欠くため
退職	12人	心身の故障による
降給	0人	

### (2) 懲戒処分の状況

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告があります。

(平成30年度)

処分内容	処分者数	処分事由
免職	0人	
停職	2人	飲酒運転
減給	0人	
戒告	0人	

## 職員のサービスの状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

## 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

市では地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため各種の研修を実施しています。主な研修は次のとおりです。

#### ○市主催研修

(平成30年度)

研修名	受講者数	研修名	受講者数
新規採用職員研修	9人	特定個人情報保護研修(4回)	150人
新規採用職員研修(9月1日採用)	4人	仕事の効率アップ研修(2回)	40人
処務・経理事務研修	56人	ハラスメント対策研修(2回)	41人
人事評価者研修(部長及び所属長)(2回)	46人	公務員倫理研修(2回)	68人
人事評価者研修(新任係長)	16人	簿記研修(15回)	16人
新規採用職員自衛隊内生活体験研修	8人	普通救命講習会(4回)	62人
接遇研修(2回)	54人	男女共同参画に関する職員研修会	50人
人権問題啓発推進者養成講座(5回)	61人	会計年度任用職員制度に関する職員研修(2回)	64人
新規採用職員地域貢献力向上研修(3回)	30人	交通安全講座(14回)	719人
カラーユニバーサルデザイン研修(3回)	38人	防災研修(6回)	409人
参画型人権問題啓発推進者養成講座	14人		
		市主催研修受講者数	1,955人

(注) 複数回開催した研修の受講者数は累計で示しています。

#### ○県主催研修(県自治研修センター)

(平成30年度)

研修名	受講者数	研修名	受講者数
新規採用職員研修(前期・後期)	20人	住家被害認定調査員研修	3人
法制執務講座	22人	新地方公会計研修	1人
職員研修Ⅰ	12人	監査事務研修	2人
職員研修Ⅱ	17人	災害対応研修	2人
係長級研修	17人	住家被害認定調査員研修(第2回)	7人
課長補佐級研修	20人	税務職員研修	3人
課長級研修	7人	自然災害のリスクマネジメント講座	4人
育休等復帰支援講座	5人	財務事務研修	2人
メンター(新人職員指導者)養成講座	6人	行政不服審査法実務対応研修	2人
ハードクレーム対応研修	7人	地方公営企業の経営戦略策定及び 地方公営企業会計適用研修	2人
特定個人情報保護研修	5人	行政法入門講座	1人
パソコン研修	8人	人権啓発推進講座	1人
保育士等の保護者対応研修	4人		
		県主催研修受講者数	180人

#### ○派遣研修

(平成30年度)

派遣研修先	受講者数
自治大学校・市町村職員中央研修所での研修他	19人

### (2) 人事評価制度

職員育成、活用、公正な処遇を実現するための基礎資料の一つとするため、目標管理による職員の勤務成績の評定を行っています。職員一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、職員の仕事に対する取り組みの状況等を、一定の基準と手続きに基づいて実施しています。

### 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法により徳島県市町村職員共済組合(学校職員については、公立学校共済組合)が実施しています。また、職員の福利厚生事業として(財)徳島県市町村職員互助会や鳴門市職員共済会により人間ドック助成等の事業を実施しています。

#### (1)健康診断の状況(平成30年度)

区 分	受診者数
一般定期健康診断	114人
人間ドック	296人

#### (2)公務災害の認定状況(平成30年度)

区 分	認定件数
公務災害	7件
通勤災害	0件

#### (3)措置要求、不服申立の状況

職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置を執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服を申し立てることができます。

公平委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定により設置されており、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示することができる独立した機関です。

(平成30年度)

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立の状況	0件